

令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 1 時 58 分

令和 8 年

滋賀県国民健康保険団体連合会

# 通常総会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

## 令和 8 年通常総会

開催日時 令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）午後 1 時 58 分開会

開催場所 滋賀県国保連合会 4 階大会議室

---

### 出席者数（22人）

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 理 事 長 | 橋 川 渉   | 草津市長（代）   |
| 副理事長  | 有 村 国 知 | 愛荘町長      |
| 副理事長  | 望 月 敬 之 |           |
| 兼常務理事 |         |           |
| 会 員   | 三日月 大 造 | 滋賀県知事（代）  |
|       | 佐 藤 健 司 | 大津市長      |
|       | 田 島 一 成 | 彦根市長（代）   |
|       | 浅 見 宣 義 | 長浜市長      |
|       | 徳 永 久 志 | 近江八幡市長（代） |
|       | 小 椋 正 清 | 東近江市長（代）  |
|       | 森 中 高 史 | 守山市長      |
|       | 櫻 本 直 樹 | 野洲市長（代）   |
|       | 松 浦 加代子 | 湖南市長      |
|       | 岩 永 裕 貴 | 甲賀市長      |
|       | 今 城 克 啓 | 高島市長      |
|       | 角 田 航 也 | 米原市長      |
|       | 竹 村 健   | 栗東市長      |
|       | 堀 江 和 博 | 日野町長（代）   |
|       | 西 田 秀 治 | 竜王町長（代）   |
|       | 伊 藤 定 勉 | 豊郷町長      |
|       | 寺 本 純 二 | 甲良町長      |
|       | 久 保 久 良 | 多賀町長（代）   |
|       | 重 永 博   | 医師国保組合理事長 |

---

## 1. 議決事項

- |          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 議案第 26 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について                      |
| 議案第 27 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について                 |
| 議案第 28 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 議案第 29 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 議案第 30 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 議案第 31 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 議案第 32 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 議案第 33 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 議案第 34 号 | 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 35 号 | 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算について              |
| 議案第 36 号 | 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第一回補正予算について      |
| 議案第 37 号 | 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について    |
| 議案第 38 号 | 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第一回補正予算について |
| 議案第 39 号 | 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金特別会計歳入歳出第一回補正予算について    |

- 議案第 4 0 号      令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 4 1 号      令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康審査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について

## 2. 報告事項

- 報告第 2 号      専決処分報告
- 報告第 3 号      滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録

## ○開 会

午後 1 時58分開会

◇林局長 それでは、只今から滋賀県国保連合会通常総会を開会いたします。

本日につきましては、理事長が欠席のため、本会規約第 2 2 条第 2 項により、副理事長が職務を代行することとなっていますので、有村副理事長に理事長の職務をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、有村副理事長からご挨拶を申し上げます。

◇有村副理事長 本日、国保連合会通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。平素は国保事業の運営につきまして、ご尽力いただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、国保制度については、団塊の世代の方がすべて後期高齢者となり、また被用者保険の適用拡大も相まって、被保険者数の減少や、小規模保険者の増加など、その事業運営においては多くの課題に直面しています。

こうした状況の中、令和 7 年度の本会の決算状況でございますが、給付関係会計の総額は、前年度に比べて約 3.4 % 増の 4,659 億円となりました。

このように、給付費が増加する中で、本会においては、診療報酬の適正な審査支払はもとより、各種の共同事業や保健事業、さらには医療・介護DXの推進など積極的に取り組み、保険者の事務の効率化や給付の適正化が一層図られるよう、役割を果たしてまいります。

その取組の一環として、後ほど事務局より報告いたしますが、国保中央会の要請を受け、国保総合システムの開発等にかかる費用が、国保保険者等の追加的負担とならないよう、先週 24 日に国保中央会 大西会長と私で厚生労働省に国庫補助を求める陳情を行ったところです。

本日は、令和 7 年度事業報告および決算、令和 8 年度補正予算など重要な議案をご審議いただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇林局長 次に、本日の出席状況ですが、国保連合会会員 21 名中、代理出席を含め、全員の出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することを報告させていただきます。

次に、議長の選出についてですが、国保法施行令第12条第2項により、今回は有村副理事長を選出することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇林局長 ありがとうございます。

それでは、有村副理事長、よろしくお願いいたします。

◇有村副理事長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、規約第17条の2および第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、国保連合会規約第18条第1項の規定によりまして、通常総会の議事録署名者を指名させていただきます。長浜市長の浅見宣義様、甲良町長の寺本純二様のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。



## ○議決事項

◇有村副理事長 それでは、議事に入ります。

議案第26号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定についてから、議案第34号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健診審査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案はいずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

なお、各議案については、7月13日の理事会にて、総会附議事項として承認いただいていることを報告申し上げます。

◇瀧川次長 それでは、通常総会議案書の1ページの議案第26号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告についてご説明させていただきます。事業報告の内容につきましては、2ページから69ページとなります。

本日は別添資料1の事業報告の概要でご説明させていただきます。資料1のご用意をお願いいたします。

着座にて失礼をいたします。

資料1の1ページでございます。事業報告の概要になります。令和7年度重点目標として、取組をいたしました事業のうち、6つの事業についてポイントを絞りまして、取りまとめをいたしました。その内容について、2ページ以降でご報告させていただきます。

2 ページをご覧ください。

「1. 診療報酬の審査支払」についてでございます。

(1) 本会の基幹業務であります審査支払業務ですけれども、毎月、審査委員会を開催いたしまして、審査基準の統一等の推進、適正かつ迅速な審査支払、審査の充実に努めたところでございます。

(2) です。主な取組といたしまして、コンピューターチェックの拡充、研修会を開催いたしました。

(3) 審査支払状況につきましては、国保、後期合わせまして、年間約1,040万件の審査支払を行っております。

審査結果につきましては、(4) の査定返戻の状況になります。査定とは減点を行ったものでございまして、約11億3,400万円で、対前年度比33.3%と大きく増加しております。

右のグラフでございますが、こちらは査定率の推移となります。査定率につきましては、医療機関からの請求額に対する本会審査委員会で査定をした額の割合を示すものでございまして、グラフについては、本会、滋賀の支払基金、全国の国保連合会と全国の支払基金の推移を可視化したものでございます。黄色の線が滋賀の支払基金、赤が本会になります。グラフの下の方でございますけれども、令和7年度の査定率については0.465%で支払基金の査定率との格差を縮小することができました。本会といたしましては、滋賀の支払基金との査定率の格差解消の取組が重要と考えております。

資料3ページのほうをお願いいたします。「2. 柔道整復療養費の審査支払」の状況です。

(1) の審査状況ですけれども、左側が件数、右側が金額の推移になります。近年の審査の件数、金額につきましては横ばい、やや減少傾向で推移をしているところでございます。

(2) の審査委員会の開催についてですが、協会けんぽと共同で毎月1回、開催をしております。

右側の(3) 面接確認委員会の開催ですが、診療内容に不正不当の疑いのある施術所に対しまして面接を行っております。令和7年度については5施術所を対象に実施したところでございます。

(4) の患者調査の実施の支援についてでございます。適正化事業といたしまして、長

期・頻回施術の受診情報の提供、また、患者調査票や効果測定を作成を行いました。

(5) その他でございますけれども、柔整申請書のオンライン請求の導入について、現在検討中ではございますが、改めて厚生労働省に対しまして、早期実現の要望を行ったところでございます。

下のグラフでございますけれども、こちら令和5年度の国保1人当たりの柔整療養費の状況です。滋賀県につきましては2,400円ということで、全国平均よりも低く、また、近畿圏内でも最も低い水準となっております。ちなみに、大阪府が最も高くなっておりますけれども、大阪府国保連合会によりますと、施術所数が全国で最も多いということで、受診しやすい環境にあるためではないかということでございました。

続いて4ページでございます。「3. 保険者レセプト点検共同事業」についてです。

(1) の3行目のところになりますが、レセプト点検共同事業につきましては、保険者の二次点検といたしまして、複数月のレセプト等を突き合わせて点検するなど、医科と調剤、介護保険、特定健診の情報との突合点検を行っております。

(2)、(3) でございますが、点検事務の充実のための研修会、また、保険者訪問を行いました。

右の(4)の実施状況でございますが、査定金額につきましては、約1億400万円、返戻金額は4億5,400万円となっております。

左下のグラフでございます。こちらについては、査定額と、被保険者1人当たり額の推移を示したものとなります。

続いて5ページでございます。「4. 第三者行為（交通事故等）損害賠償求償事務共同事業」になります。

(1) の下から2行目のところでございますが、本会の共同事業としまして、国保、後期、福祉医療費、介護保険の求償事務を行っております。

事業推進のため、(2) から(4) にございますように、研修会、保険者訪問、損保会社訪問を行いました。

右下の(5)の実施状況でございます。収納額につきましては2億5,690万円で21.64%の増となっております。

グラフにつきましては、収納額の推移となっております。棒線が本会の収納額になります。自動車の安全装置の普及などによりまして、全国的に交通事故件数が減少していることから収納額も減少傾向にございます。

続いて6ページでございます。「5. 国保・後期ヘルスサポート事業」についてでございます。保険者の保健事業について、公衆衛生学や糖尿病などの専門家からのご助言をいただきまして、効率的・効果的に事業が展開できるよう支援を行っております。

(1)の保健事業支援・評価委員会につきましては、滋賀医科大学の公衆衛生学部門の三浦教授に委員長をお務めいただいております。PDCAサイクルに沿った立案・実施・評価についてご助言をいただきました。

(2)の個別サポート事業ですけれども、こちらについては、その評価委員会の先生からのご助言を踏まえまして、本会保健師が各市町へ訪問いたしまして、保健事業の実施方法等、支援をいたしました。

これらの取組にかかります効果・評価についてでございますが、右の(4)でございます。国保中央会が実施いたしました調査結果の抜粋になりますが、①といたしまして、滋賀県内の全ての市町からは、その評価委員会の支援が適正であったこと、また、支援内容を事業の改善に活用しているなどの声をいただいております。

②の支援による評価といたしましては、エビデンスに基づく事業の実施や評価ができているなどのご意見をいただいております。本事業が市町の保健事業の推進に役立っているものと評価しているところでございます。

最後、7ページでございます。「6. 障害者総合支援給付等事業」についてでございます。こちらにつきましては、近年、障害者福祉サービス費の伸びが非常に大きいということで、この項目に追加をいたしました。

(1)につきましては、令和7年度の障害者総合支援給付費の滋賀県の状況でございます。

一番下の表、③の審査支払状況ですけれども、件数が42万件、給付額は502億円で対前年度比につきましては108.9%と大きな伸びとなっております。その要因といたしましては、①の受給者数の増加、また、②の事業所数の増加、さらには右上のグラフにございますように、1人当たりのサービス費用額が年々増加をしている傾向にあるということでございまして、これらが相まって、給付費の大きな伸びになっていると考えております。こうした状況でございますけれども、右下のグラフにございますように、全国の推移とほぼ同様の状況となっております。

以上で議案第26号にかかります、令和7年度事業報告のご説明とさせていただきます。  
◇堀井課長 続いて、令和7年度の決算についてご説明させていただきます。

議案書につきましては、議案第 27 号の 70 ページから議案第 34 号の 200 ページとなります。

本日、説明用資料といたしましては、資料 2-1 から 2-3 をご用意させていただいていますが、説明については資料 2-1 と資料 2-2 のほうでさせていただきます。

資料 2-1 のほう、ご準備お願いいたします。

着座にて失礼いたします。

1 ページの令和 7 年度滋賀県国保連合会各会計決算状況の概要でございます。

本会の会計は、一般会計と、7 つの特別会計の 8 会計で構成をしています。勘定の性格で大別をいたしますと、①と②となります。①は、保険者から納入いただきます手数料や負担金を財源として、審査支払業務等の事務を執行する会計 6 勘定と、②の主に診療報酬や介護給付費等の保険者負担分を医療機関や介護の事業所等に受払いする会計となりました、これが 14 勘定でございます。合計 20 勘定となります。

その 20 勘定を一表にまとめたのが、資料 2-2 の A3 判の決算総括表になります。こちらのほうで説明をさせていただきます。

全勘定の総額ですが、下から 4 行目の合計の行になります。収入済額は歳入合計が 4,695 億 775 万 2,130 円、支出済額が 4,692 億 1,691 万 929 円で、対前年度比 103.24%、歳入歳出差引額は 2 億 9,084 万 1,201 円でございます。

なお、表中の括弧書きについては前年度の決算額となります。

次に、全勘定のうち、保険者から納入いただきます手数料・負担金を財源として、事務執行を伴う会計である一般会計を含む 6 つの勘定については、表中の網掛けの行になります。その合計につきましては、下から 2 行目の網掛けの行になります。収入済額 35 億 8,099 万 5,775 円、対前年度比 90.74%、支出済額が 33 億 7,470 万 616 円で、対前年度比 90.01%、歳入歳出差引額は 2 億 629 万 5,159 円でございます。本会が取り扱う会計全体の約 0.8% が一般会計を含む審査支払等の事務を執行している会計となります。残り 99% 強が診療報酬、介護給付費等の受払いの会計となります。

網掛けをしている会計の歳出にかかる主な増減要因については、資料の各勘定の右側の説明欄に記載をさせていただいておりますが、令和 7 年度の一般会計を除く各業務勘定については、令和 6 年度に比べまして歳入、歳出とも、対前年度比が低くなっております。こちらにつきましては、積立金の関係となりますが、令和 6 年度までは洗い替え方式とい

いまして、前年度の積立金を全額取り崩して、当該年度に必要額を積み立てる方式で会計処理を行っていましたが、税制改正によりまして、令和7年度より積立金の全額を取り崩すということが不要になりました。このことによりまして、昨年度に比べますと、会計の規模は小さくなっています。

この積立金による影響のほか、一般会計では、一般会計で管理している介護保険の積立金を取り崩し、介護保険会計に繰り出したことにより、歳入、歳出が増となっていることや、障害者総合支援法関係業務等特別会計では、令和6年度に機器更改を行っていることから、7年度支出の対前年度比は低くなっているということになっています。

なお、この網掛けの6勘定の決算内容につきましては2ページ以降に記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

次に、網掛けをしていない部分の医療費等の受払いをする支払勘定についてでございます。

各種支払勘定の合計でございますが、1ページの一番下の行になります。収入済額4,659億2,675万6,355円、支出済額4,658億4,221万313円で、対前年度比103.35%でございます。

その内訳となる主な勘定についてですが、網掛けをしていない一番上の行の診療報酬審査支払特別会計の国保支払勘定は、支払済額が921億4,642万8,120円で、対前年度比99.55%と、昨年度を下回っております。被保険者数が減少傾向にあることから、医療費も比例して減少傾向になってございます。

少し下がっていただきまして、左側、議案第30号の介護保険特別会計の介護給付費等支払勘定でございます。受給者数の増加に伴いまして、支出済額が1,195億3,599万3,748円、対前年度比は102.78%でございます。

さらに3行下がっていただきまして、障害者総合支援法関係業務等特別会計の障害介護給付費支払勘定でございます。支出済額は425億718万4,347円で、対前年度比108.82%、その下の障害児給付費支払勘定は、支出済額が95億8,408万762円で、対前年度比108.21%と、それぞれ増加しておりまして、先ほど事業報告で説明させていただきましたとおり、受給者数の増加、また、事業者数の増加や、障害児におきましては支援体制の充実が図られているということによるものと考えております。

さらに3行下がっていただきまして、後期高齢者医療支払勘定でございます。支出済額1,930億8,668万4,468円で、対前年度比104.43%でございます。被保険

者数の増加に伴い、医療費は増加傾向となっております。

4行下がっていただきまして、合計行の上、後期の健診等支払勘定でございますが、こちらに対前年度比111.61%となっておりますが、こちらにつきましては、健診受診者数の増加と健診単価の引上げによる影響で増ということになっております。

決算についての説明は、以上となります。

◇有村副理事長 ありがとうございます。ご審議をいただく前に、去る7月6日に監査を受けておりますので、栗東市長の竹村監事様より監査報告をお願いいたします。

◇竹村監事 通常総会議案書の201ページをお開きください。

去る7月6日、国保連合会におきまして、竜王町長の西田町長様と、私、竹村が、令和7年度決算監査を実施いたしましたところございまして、その結果について報告をさせていただきます。

令和7年度における業務の概況を聴取し、会計を監査しましたところ、業務の運営については努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿および証憑書類もまた整理良好と認めましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上でございます。

◇有村副理事長 ありがとうございます。

なお、併せまして独立監査人による監査を受けておりますので、監査室よりご報告させていただきます。

◇岡田室長 それでは、独立監査人の監査報告について、ご報告させていただきます。

今しがた、ご報告いただきました監査結果報告の次のページ、202ページをご覧ください。

令和7年度の決算につきましては、6月12日、15日、16日の3日間、監査法人により監査を受けました結果、この報告書の最初の段落、監査意見のところの3行目でございますが、決算書類が、全ての重要な点において国保連合会会計規則に準拠して作成されているものと認めるとのご意見をいただいております。

以上でございます。

◇有村副理事長 それでは、事務局より説明がございました事業報告および各会計決算につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇有村副理事長 ご質問、ご意見等ないようでございますので、採決に入っていきます。

議案第26号から議案第34号までを原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇有村副理事長 全員賛成と認め、議案第26号から議案第34号までは原案のとおり議決いたしました。

続いて、議案第35号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算についてから、議案第41号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についてまでの7議案につきまして、一括審議をいたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇堀井課長 それでは、令和8年度の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書につきましては、議案第35号の204ページから、議案第41号の255ページとなります。資料につきましては、資料3-1と3-2をご準備させていただいておりますので、説明につきましては、資料3-1のほうでさせていただきます。ご用意のほうお願いいたします。

資料1ページでございます。

主な補正項目については、丸の4点でございます。枠囲みの1つ目の丸につきましては、令和7年度決算に伴う各会計の繰越金に関する補正となります。決算で繰越金が確定いたしますので、8年度の歳入の繰越金と、歳出については主に予備費を補正するものでございます。

2つ目の丸は、機器調達経費に関する補正で、こちらは一般会計に関してでございますが、KDB補完システムのサーバー機器等で当初予算の不足が見込まれるため、必要額を補正するものでございます。

3つ目の丸は、一般会計財政調整資金積立金の取崩しおよび特別会計への繰出しに関する補正でございます。こちらにつきましては、下の議案第35号の一般会計の一番下の点のところをご覧ください。平成26年度の厚生労働通知を受けまして、本会積立金規程の制定、改正を行いまして、各特別会計の財政調整資金積立金の上限を設定しております。当時、その上限を超えた額につきましては、一般会計財政調整資金積立金として管理するということとされましたので、今まで管理をしてまいりましたが、令和6年度の税制改正によりまして、令和8年度を目途に、各特別会計に戻すということが示されました。この

ことに伴う補正となります。

具体的には、通常総会議案書分厚い冊子の最後のページ、３０３ページをご覧ください。

後ほど報告させていただく財産目録でございますが、３０３ページ真ん中辺り、その他固定資産の長期預金、広い枠のところでございますが、この長期預金として記載しているもので、それを右にいただいて、診療報酬審査支払特別会計から特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計に記載している分となります。こちらの積立金を税制改正によりまして、全額取り崩しまして、各会計の業務勘定に繰り入れるという補正を行います。

なお、この繰り入れた分につきましては、今後、決算状況を見ながらにはなりますが、財政調整基金積立資産に積み立てまして、当初の目的のとおり、手数料単価の維持等に活用してまいりたいと考えております。

資料３－１のほうに戻っていただきまして、１ページ、４つ目の丸でございます。こちらについては、支払勘定に関する補正といたしまして、当初予算に見込めておりませんでした介護公費、障害介護給付費について補正を行うものでございます。

各会計の補正額につきましては、囲みの下以降に記載の議案第３５号、一般会計の補正予算から、４ページの議案第４１号、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の補正予算額のとおりでございます。

なお、資料３－２において、補正に関する内訳等を記載しておりますので、また、ご参照いただければと存じます。

補正予算についての説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇有村副理事長 只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◇有村副理事長 ご質問、ご意見等ないようでございますので、採決に入ってまいります。

議案第３５号から議案第４１号までを原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇有村副理事長 全員賛成と認め、議案第３５号から議案第４１号までは原案のとおり議決いたしました。

引き続き、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告および報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録につきまして、一括して事務局の説明を求めます。

◇堀井課長 それでは、専決処分報告をさせていただきます。

通常総会議案書の後ろのほうの水色の合紙が入っております、その次のページ、257ページからとなります。

257ページ、報告第2号、専決処分報告は10項目となります。

1点目は、事務局規則の改正で、主には事務分掌に予防接種法関係業務を追加する改正でございます。

2点目、3点目につきましては、令和7年度決算見込みに伴います積立金の増額補正となります。

4点目は、後期分の公費負担医療費の支払額が増加したことによる、増額の補正となります。いずれも、理事長専決とさせていただきました。

続いて、5点目、6点目は役員報酬および費用弁償規則、職員旅費規則の改正で、国家公務員等の旅費支給規程の改正により、宿泊費の基準額が変更されたことに伴うものでございます。

次に、7点目は、職員服務規則の改正でございます。内容については、ハラスメント対策の強化のため、ハラスメント禁止に関する条項を追加しております。

8点目は、診療報酬審査支払規則の改正となります。改正内容についてですが、請求命令の改正、また、厚生労働省通知の審査支払規則例に基づく改正となります。

次に、9点目は、障害者総合支援法関係業務等市町共同電算処理業務規則の改正でございます。こちらは、障害の法律施行令の改正に伴う改正でございます。

最後10点目は、特定個人情報等取扱規程の改正となります。予防接種法関係業務において、特定個人情報を取り扱うということから、規程で定めております事務の範囲に追加するという改正でございます。

5点目から10点目の規則等の改正につきましては、7月13日の第2回理事会において専決処分とさせていただきました。

以上が報告第2号でございます。

次に、報告第3号の財産目録でございますが、議案書の302ページから303ページとなります。最後の裏表紙から1枚戻っていただいたところになります。こちらに財産目録を掲載しております。これをもちまして財産報告とさせていただきます。

以上でございます。

◇有村副理事長 只今の事務局からの報告につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◇有村副理事長 ご質問、ご意見等ないようでございますので、報告事項を終わります。

それでは次に、説明事項がありますので、事務局から説明を求めます。

◇林局長 それでは、資料４をご覧いただきたいと存じます。

国保総合システムにかかる令和９年度の国庫補助要求の決議でございます。

昨年度も実施をしておりますが、今年度においても、国保総合システムの最適化にかかる改修費用、それから保守・運用費用について、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう要望するものとして、去る６月３０日の国保中央会定期総会におきまして決議をされたものでございます。

この決議を踏まえまして、７月２４日に、国保中央会の会長である大西高松市長と、それから本会の有村副理事長で、上野厚労大臣に面会いただきまして、この決議について、手渡しをいただいたところでございます。説明を受けた上野大臣からは、しっかりと対応させていただくと応じていただいたところでございます。

また同日、茨城県の国井大洗町長、それから国保中央会の役員が財務省の片山財務大臣に同様の決議を手交し、９年度の政府予算の協力を求めたというところでございます。

今後でございますけれども、１１月開催予定の国保制度改善強化全国大会において、国保中央会と連携しながら、国庫補助要望を行ってまいりたいと考えております。

なお、この改修費用でございますが、昨年度については国庫補助２０億円が７年度の補正予算として国保中央会へ措置をされております。

報告は以上でございます。

よろしく願いいたします。

◇有村副理事長 只今の報告に関しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◇有村副理事長 ご質問、ご意見等ないようでございますので、以上で報告説明事項を終わります。



## ○閉 会

◇有村副理事長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。円滑なる議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。これをもちまして通常総会を閉会とさせていただきます。

午後 2 時37分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和8年**10**月**14**日

議 長

愛荘町長

有村国知

議事録署名者

長浜市長

浅見宣義

甲良町長

寺本 隆二